



平成 18 年 5 月 19 日

各 位

会 社 名 株式会社ケンウッド
代 表 者 名 取締役社長 河原 春 郎
(コード番号 6765 東証 第一部)
問 合 せ 先 株式法務室長 和久 雅 宣
(TEL 042-646-6724)

定款一部変更に関するお知らせ

株式会社ケンウッド（社長：河原春郎、本社：東京都八王子市）は、平成 18 年 5 月 19 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 18 年 6 月 29 日開催予定の第 77 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

平成 18 年 5 月 1 日に「会社法」（平成 17 年法律第 86 号）、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成 17 年法律第 87 号）および関連法令（以下「会社法等」という。）が施行され、従来の「商法」等関連法令の各規定の用語整理や規定整備がなされ再編成されております。当社は、上記法改正や外部環境の変化に対応するため、以下の理由で定款の変更を実施するものであります。

- ① 「会社法等」施行の際、定款に定めがあるものとみなされる事項を新設するものであります。
 - *当会社に、取締役会、監査役および監査役会を置く旨の定め（変更案第 4 条）
 - *当会社に、会計監査人を置く旨の定め（変更案第 4 条）
 - *当社は、株式に係る株券を発行する旨の定め（変更案第 7 条）
 - *名義書換代理人は株主名簿管理人と名称変更され、当社は、これを置く旨の定め（変更案第 10 条）
- ② 「会社法等」施行で実施された用語、言い回しおよび商法引用規定の変更ならびに新しい用語の採用に対応した形式的変更をするものであります。（変更案第 6 条、第 8 条、第 11 条、第 12 条、第 13 条、第 14 条、第 16 条、第 17 条、第 19 条、第 20 条、第 21 条、第 24 条、第 26 条、第 28 条、第 29 条、第 30 条、第 32 条、第 33 条、第 36 条および第 37 条）
- ③ 「会社法等」では、定款自治の範囲が拡大され、定款で定めることにより認められる事項が増加し、以下の事項について変更するものであります。
 - *電子公告制度の導入（変更案第 5 条）
会社法第 939 条により、電子公告制度を採用する旨の定めを新設するものであります。なお、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都内において発行する日本経済新聞に掲載して行うものいたします。

***単元未満株主の権利（変更案第 9 条）**

単元未満株式についての権利に関する規定を従来どおりとするものであります。

***株主総会招集通知添付書類および参考書類のインターネット開示によるみなし提供（変更案第 15 条）**

株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項にかかる情報を、インターネットを利用する方法で開示を行うことにより、みなし提供をできるようにするための規定を新設するものであります。

***取締役会の決議の省略（変更案第 23 条）**

取締役会の機動的、効率的開催をはかるため、取締役会を開催せずに書面、電磁的方法等により取締役会の決議があったものとみなすことを可能とする旨の定めを新設するものであります。

***社外監査役の責任限定契約制度（変更案第 32 条）**

社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能とする旨の定めを新設するとともに、監査役の責任軽減規定に所要の変更を行うものであります。

***取締役会による剰余金配当決議制度（変更案第 6 条、第 34 条および第 35 条）**

機動的な資本政策および配当政策をはかるため、自己株式の取得、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことを可能とする旨等、所要の変更を行うものであります。

④監査役の数および選任の条文について、取締役の数および選任の条文と記載方法を合わせるものであります。（変更案第 27 条および第 28 条）

⑤その他の変更

*目的事項の内容をまとめなおし、実態に即してわかりやすくするものであります。（変更案第 2 条）

*株式取扱規定、株主総会決議の方法、取締役会に関する事項および監査役会に関する事項について法令および本定款の定めに従うことを明確化するものであります。（変更案第 11 条、第 16 条、第 25 条および第 31 条）

*株主総会の会場について、今後大規模会場を選択可能にするため、招集地の範囲を本店の所在地、東京都内又はこれらに隣接する地に緩和し変更するものであります。（変更案第 12 条）

*株主総会の議決権の代理行使ができる株主の人数を明確化するものであります。（変更案第 17 条）

*取締役会の機動的な開催をはかるため、取締役会の招集手続の定めを新設するものであります。（変更案第 22 条）

*その他全体の条数等、句読点および漢字かな等の表記について見直し、所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 18 年 6 月 29 日（木曜日）

定款変更の効力発生日 平成 18 年 6 月 29 日（木曜日）

以 上

(別紙)

定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第 1 条 当社は株式会社ケンウッドと称し、英文では KENWOOD CORPORATION と表示する。</p> <p>(目 的)</p> <p>第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p><u>1 音響機器、通信機、測定器、ラジオ、ビデオ・テープレコーダー、ビデオディスク・プレーヤーの製造販売。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p><u>2 電気器具の製造販売。</u></p> <p><u>3 レコード、音楽テープ、楽器の製造販売および輸入販売。</u></p> <p><u>4 航空機用機器の製造販売修理および輸出入。</u></p> <p><u>5 前各号に附帯または関連する物品の製造販売および輸出入。</u></p> <p><u>6 前各号に附帯関連する一切の事業。</u></p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第 3 条 当社は本店を東京都八王子市に置く。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(公告方法)</p> <p>第 4 条 当社の公告は、<u>東京都内において発行する日本経済新聞に掲載する。</u></p> | <p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第 1 条 当社は、<u>株式会社ケンウッド</u>と称し、英文では KENWOOD CORPORATION と表示する。</p> <p>(目 的)</p> <p>第 2 条 当社は、<u>次</u>の事業を営むことを目的とする。</p> <p><u>① 音響機器、映像機器、通信機器の製造販売。</u></p> <p><u>② 自動車用電装品およびその他の自動車部品の製造販売。</u></p> <p><u>③ 電気・電子機械器具の製造販売。</u></p> <p><u>④ レコード、音楽テープ、楽器の製造販売および輸入販売。</u></p> <p><u>⑤ 航空機用機器の製造販売修理および輸出入。</u></p> <p><u>⑥ 前各号に附帯または関連する物品の製造販売および輸出入。</u></p> <p><u>⑦ 前各号に附帯関連する一切の事業。</u></p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第 3 条 当社は、<u>本店</u>を東京都八王子市に置く。</p> <p style="text-align: center;">(機 関)</p> <p>第 4 条 当社は、<u>株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <p><u>① 取締役会</u></p> <p><u>② 監査役</u></p> <p><u>③ 監査役会</u></p> <p><u>④ 会計監査人</u></p> <p>(公告方法)</p> <p>第 5 条 当社の公告は、<u>電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都内において発行する日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p style="text-align: center;">(発行する株式の総数)</p> <p>第 5 条 当社の発行する株式の総数は、6 億 7,250 万株とする。<u>ただし、株式につき消却があった場合、これに相当する株式数を減じる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(自己株式の取得)</p> <p>第 6 条 当社は、<u>商法第 211 条ノ 3 第 1 項第 2 号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(1 単元の株式の数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第 7 条 当社の <u>1 単元の株式の数は 1,000 株とする。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">② 当社は、<u>1 単元の株式の数に満たない株式 (以下「単元未満株式」という。)</u>に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規定に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(株券の種類)</p> <p>第 8 条 当社の発行する株券の種類は、<u>取締役会で定める株式取扱規定による。</u></p> | <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p style="text-align: center;">(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、6 億 7,250 万株とする。</p> <p style="text-align: center;">(以下削除)</p> <p style="text-align: center;">(株券の発行)</p> <p>第 7 条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第 8 条 当社の <u>単元株式数は 1,000 株とする。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">2 当社は、<u>前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規定に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p style="text-align: center;">(単元未満株式についての権利)</p> <p>第 9 条 <u>当社の株主 (実質株主を含む。以下同じ。)</u>は、<u>その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">① <u>会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</u></p> <p style="padding-left: 2em;">② <u>会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</u></p> <p style="padding-left: 2em;">③ <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p>(基 準 日)</p> <p>第 9 条 <u>当社の定時株主総会において議決権を行使すべき株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、毎年3月31日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主とする。</u></p> <p>② <u>前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議により予め公告して、一定の日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または質権者をもってその権利を行使することのできる株主または質権者とする。</u></p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第 10 条 <u>当社は株式につき名義書換代理人を置く。</u> <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</u> <u>当社の株主名簿および実質株主名簿および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、質権の登録、信託財産の表示、株券の交付、単元未満株式の買取り、届出の受理、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> | <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 10 条 <u>当社は、株主名簿管理人を置く。</u> (以下削除)</p> <p>2 <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p>3 <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p>(株式取扱規定)</p> <p>第 11 条 当社の株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、<u>単元未満株式の買取り、届出の受理、その他株式に関する取扱</u>は、法令または定款で定めるもののほか、取締役会で定める株式取扱規定による。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>(招 集)</p> <p>第 12 条 当社の定時株主総会は、<u>毎決算期の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</u></p> <p>② 株主総会は、本店の所在地、東京都渋谷区又はこれらに隣接する地にてこれを招集する。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(議 長)</p> <p>第 13 条 当社の株主総会の議長は、<u>取締役社長がこれに当る。</u> <u>取締役社長事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い他の取締役がこれに当る。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(株主総会の決議方法)</p> <p>第 14 条 株主総会の決議は、法令の別段の定めがある場合を除き、<u>出席株主の議決権の過半数をもってこれを決議する。</u></p> | <p>(株式取扱規定)</p> <p>第 11 条 当社の株式に関する取扱および手数料は、法令または本定款のほか、<u>取締役会において定める株式取扱規定による。</u></p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>(招 集)</p> <p>第 12 条 当社の定時株主総会は、<u>毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときにこれを招集する。</u></p> <p>2 株主総会は、本店の所在地、東京都内又はこれらに隣接する地にてこれを招集する。</p> <p style="text-align: center;">(定時株主総会の基準日)</p> <p>第 13 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、<u>毎年3月31日とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(招集権者および議長)</p> <p>第 14 条 株主総会は、<u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p style="text-align: center;">(以下削除)</p> <p>2 <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p style="text-align: center;">(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第 15 条 当社は、<u>株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(決議の方法)</p> <p>第 16 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、<u>出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 15 条 株主またはその法定代理人は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人としてその議決権を行使することができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の数)</p> <p>第 16 条 当会社の取締役は 12 名以内とする。</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第 17 条 取締役の選任については、総株主の議決権の 3 分の 1 以上に当る株式を有する株主の出席を要し、その議決権の過半数により決議する。 <u>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 18 条 取締役の任期は、<u>就任後 1 年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u></p> <p>(役付取締役および代表取締役)</p> <p>第 19 条 取締役会の決議により、取締役会長 1 名、取締役社長 1 名ならびに取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。</p> <p>② 取締役社長は会社を代表する。 ほかに取締役会の決議により会社を代表する取締役を選任することができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 規)</p> | <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の数)</p> <p>第 18 条 当会社の取締役は、12 名以内とする。</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第 19 条 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p style="text-align: center;">(以下削除)</p> <p>2 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 20 条 取締役の任期は、<u>選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(役付取締役および代表取締役)</p> <p>第 21 条 取締役会は、その決議によって、取締役会長 1 名、取締役社長 1 名ならびに取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>2 取締役社長は会社を代表する。 ほかに取締役会の決議により会社を代表する取締役を選定することができる。</p> <p style="text-align: center;">(取締役会の招集通知)</p> <p>第 22 条 取締役会の招集通知は会日の 1 週間前までに各取締役および各監査役に対し発するものとし、緊急の場合においては、これを 3 日前までに短縮できるものとする。</p> <p>2 取締役会は、取締役および監査役全員の同意があるときは、前項の通知と日数制限によらないでこれを開くことができる。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役の報酬) 第 20 条 取締役の報酬は、株主総会においてこれを定める。</p> <p>(取締役会規定) 第 21 条 取締役会に関する事項は、取締役会で定める取締役会規定による。</p> <p>(取締役の責任免除) 第 22 条 当社は、<u>商法第 266 条第 12 項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第 1 項第 5 号の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>② 当社は、<u>商法第 266 条第 19 項の規定により、社外取締役との間に、同条第 1 項第 5 号の行為による賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会 (監査役の数および選任) 第 23 条 当社の監査役は 5 名以内とする。</p> <p><u>監査役を選任については、総株主の議決権の 3 分の 1 以上に当る株式を有する株主の出席を要し、その議決権の過半数により決議する。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> | <p>(<u>取締役会の決議の省略</u>) 第 23 条 当社は、<u>会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(<u>取締役の報酬等</u>) 第 24 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、<u>株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(<u>取締役会規定</u>) 第 25 条 取締役会に関する事項は、<u>法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規定による。</u></p> <p>(<u>取締役の責任免除</u>) 第 26 条 当社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会 (監査役の数) 第 27 条 当社の監査役は、<u>5 名以内とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(以下削除)</p> <p>(<u>監査役を選任</u>) 第 28 条 <u>監査役を選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上に有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p>(監査役の任期)</p> <p>第 24 条 <u>監査役の任期は、就任後 4 年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>ただし、補欠により選任された監査役の任期は、前任者の残存期間とする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(監査役の報酬)</p> <p>第 25 条 <u>監査役の報酬は、株主総会においてこれを定める。</u></p> <p>(監査役会規定)</p> <p>第 26 条 <u>監査役会に関する事項は、監査役会で定める監査役会規定による。</u></p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 27 条 <u>当社は、商法第 280 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>(新 設)</p> | <p>(監査役の任期)</p> <p>第 29 条 <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> (以下削除)</p> <p>2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第 30 条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(監査役会規定)</p> <p>第 31 条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会で定める監査役会規定による。</u></p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 32 条 <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって、免除することができる。</u></p> <p>2 <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> |
| <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(営業年度)</p> <p>第 28 条 <u>当社の営業年度は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとし、毎営業年度末を決算期日とする。</u></p> <p>(新 設)</p> | <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第 33 条 <u>当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。</u></p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第 34 条 <u>当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p>(利益配当)</p> <p>第 29 条 当社の利益配当金は、毎決算期日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または質権者にこれを支払う。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(中間配当)</p> <p>第 30 条 当社は、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または質権者に対して商法第 293 条の 5 に定める金銭の分配（以下中間配当という）をすることができる。</p> <p>(配当金等の除斥期間)</p> <p>第 31 条 支払開始の日より 3 年を経過して、なお受領されない利益配当金および中間配当金については、当社は支払の義務を免れるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 雑 則</p> <p>(記名式社債の名義書換代理人)</p> <p>第 32 条 当社は、記名式社債につき名義書換代理人を置くことができる。</p> | <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 35 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</p> <p style="text-align: center;">2 当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。</p> <p style="text-align: center;">3 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 36 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 雑 則</p> <p>(記名式社債の社債原簿管理人)</p> <p>第 37 条 当社は、記名式社債につき社債原簿管理人を置くことができる。</p> |